

あなたの貴金属が狙われています！訪問購入に注意

業者が消費者の自宅を訪れて品物を買取る「訪問購入」のトラブルが増えています。



【事例】

・突然、買取業者が高齢の母宛に訪問してきた。事前に母に訪問購入の承諾を得ているとのことだったが、母に聞いても覚えていないとのことだった。しかたなく、不用な食器等を準備したところ、業者は「アクセサリーや記念金貨等はないか。」と母に強い口調で聞いていた。不安に思い、自分と父で話に加わり「アクセサリー等売るつもりはない。」と断ると「今日、ここに来るのにも費用がかかっている。買い取れるものがないなら迷惑料を払え。」と言ってきた。これ以上は危険だと思い警察に通報すると「後日また請求に来る。払わなかったら覚悟しろ。」と脅迫して帰っていった。

～アドバイス～

- ・業者から電話があっても、安易に訪問を承諾せず、不審に思ったら電話を切りましょう。また、業者の飛び込み勧誘は禁止されているので、突然の訪問があった場合も断りましょう。
- ・食器等の買取で承諾したのに、訪問すると貴金属の買取を求めるなど、当初と違う物の買取を求めることは禁止されています。きっぱり断りましょう。
- ・買取に応じる際は、契約内容を記載した書類の交付を求め、よく確認しましょう。
- ・訪問購入は、一部の物品を除き、クーリング・オフが適用されます。契約書面を受け取ってから8日以内であれば、引き渡し後でも、物品の返還や代金の返却ができます。また、この8日間は物品の引き渡しを拒むことができるので、契約を結んだとしても、その場で物品を引き渡す必要はありません。
- ・不安を感じたり、業者とトラブルになったときは消費者ホットライン（188）や消費生活センターに相談してください。また、家に勝手に上がろうとされたり、脅すような態度をとられたりするなど、身の危険を感じたら迷わずに110番に通報しましょう。

消費生活相談・多重債務相談 《相談無料・秘密厳守》

旭市消費生活センター 旭市二の2132番地

月曜日～金曜日（平日） 午前9時～正午・午後1時～午後4時

直通電話 0479-62-8019